令和７年度第１回高知県産後ケア事業推進連絡会　議事要旨

日時：令和７年 12 月２日（火）18:30～20:40
場所：高知城ホール　２階　中会議室

１．開会
・ 委員長の選出
・ 会議の公開区分の決定（議事(3)は高知県情報公開条例第６条第４号に該当する情報を取り扱うことから非公開とする）

２．議事
（１）高知県の産後ケア事業の現状・課題について
○ 事務局から資料１に沿って説明
・ 本県の産後ケア事業の利用者数は増加傾向にあり、利用割合は全国平均よりも高い。
・ 産後ケア事業施設は少しずつ増えているが、まだ地域偏在がある。
・ 産後ケア事業の地域偏在の解消に向け、R6 には地域の効率施設等を活用した通所型事業の調査や、宿泊施設等を活用した事業の試行などを実施。
・ 一方、産後の母子が、県内のどこに住んでいても、安心して質の高い産後ケア事業を利用できる体制づくりのため、県内の産後ケア事業の事業内容や委託契約の標準化が課題となっている。
・ こうした産後ケア事業に係る課題について協議等を行い、産後ケア事業の推進を図るために本連絡会を設置。
・ 第１段階（令和７年度）については、成果物として、県内統一の安全対策マニュアルの整備、標準的な契約書・仕様書の整備、報告様式の統一を図るとともに、あわせて基本的な委託料の考え方を整理。
・ 第２段階（令和８年度～）は、標準的な委託料や利用料に関すること、ケアプラン・情報共有のツール等の検討を行うとともに、安全対策に関する勉強会や災害訓練等を実施するよう考えている。
・

○ 質疑応答、意見交換
委　員：事業者のサービスの提供内容や、市町村と事業者の情報共有の程度には差があることに対する対応案として、ケアプランや情報共有のツール等を整備するとあるが、どのようなものか想定はあるか。
事務局：現在も、各事業者において、母親のニーズを丁寧に聞き取り、潜在的なニーズにも目を向け、必要な支援についてアセスメントし、きめ細やかなケアを提供いただいている。参考ツールを整備することで、今やってることを見える化することが重要

と考えている。国のガイドラインにおいてもケアプランの作成が望ましいと示されている。一方で、現場では限られた人員で対応しているため、例えば一定想定されるニーズや支援内容を項目に起こしたチェック欄と自由記載欄の両方を設けるなどの工夫も必要と考えている。ツールの整備に当たっては、行政だけで検討するのではなく、事業に従事されている方とともに検討したいと考えているため、ご協力をお願いしたい。

委　員：産後ケアの標準化をすることでスタンダードプランが整理されると思うが、例えば、メンタルヘルスの問題があるなど特に支援が必要な産婦等については、個別の状況に合わせた丁寧な指導や説明をするといったプランニングが必要になる。プランニングはまず最初にどこがやるか。分娩施設の助産師、あるいは産後ケア施設の助産師の場合もあると思うが、いずれの機関でも一定のプランニングができるような体制が必要。産後ケアはやはりオーダーメードのケアが重要。それにより妊婦産婦さんの満足度も上がると思う。

委　員：実際現場に行ったときは、やはりオーダーメードでケアを提供するということは大事になってきていると思う。先ほどの意見のとおり、メンタルヘルスに問題がある方の場合は関係機関との連携が大事になってくる。現状では、出生後から産後ケア事業の利用までの間で切れてしまったりと、連携に課題はある。標準化を図る中で、あわせて連携のあり方についても検討していけたらと思う。

委　員：様々なニーズのある利用者が産後ケア事業を利用しているため、利用者一人一人のニーズを把握してケアを提供するということが本当に大事なことだと感じている。利用者が求めることと、助産師が提供したいことにずれがあると、それは本当に利用者にとってのケアになっているかというところを常に私たちも振り返りながら、実施している。

　そのような中で、特にメンタルヘルスに問題のある利用者が最近増えてきた。事前に利用者の情報を共有してくれる医療機関や市町村も増えてきたものの、初めて会った方が実はメンタルの問題を抱えていたという場合も多い。事前の情報共有の仕組みをつくっておくことが、利用者及び事業所の安全にもつながるとともに、よりよいケアにつながると思う。県内の標準化した連携の仕組みは必要と考える。

委　員：妊産婦の状況については、妊娠出産、育児を経て、状況が変わっていくという特性もあるため、一度把握した情報がそのまま続くということもなかなか難しく、ご本人が言いたい相手に自分のことを話す場合もあると思うため、事前の情報共有の仕組みだけですべて対応できるのではないと思うが、その中でも、どうすればより効果的に情報共有ができるか、標準化の検討の中で考えていく必要があると思う。

委　員：まだ当自治体では産後ケア事業の利用件数が少ないが、事業者との連絡については、連絡表を渡すとともに、口頭でも情報を伝えるなど、日頃の関係性も活かしつつ情

報共有を図っているところ。今後、事業者と情報共有をするための共通様式ができれば、分かりやすいし、また、必要な情報が漏れなく伝えることができ、質が高いサービスにつながっていくと思う。

委　員：高知県の産後ケア事業の利用率が48%ということについて、国のいうユニバーサルを目指すのであれば、さらに6割7割8割と上げていくということになると思うが、高知県の施設はこれで足りてるのかどうか。

事務局：産後ケア事業のキャパについては、利用率も上昇傾向にあるため、今の体制でどれだけカバーできるかというところについては、今後各施設や人員の状況等を確認しながら、整理していきたい。足りない部分については、今後、具体的にどの地域にどの程度必要なのかといった点もあわせて検討していきたい。

なお、産後ケア事業の利用率の算出方法については、分子となる利用者数は、3つの類型ごとの実人数を足し合わせたものになっている。例えば、訪問型と通所型の両方を1人の人が利用した場合も2カウントとなる。国も同じ算出方法をしていること、また、複数の類型を利用される方はデータから見ると多くなく、概ね傾向を把握することはできることから、この指標で測っている。

委　員：若干重複はあるものの全国平均よりも高いことは分かる。いずれにしても、今後も利用率を伸ばしていくためには受け皿の確保も必要となる。

委　員：妊産婦の利用申請の状況はいかがか。病院で妊婦に接する際にも、産後ケア事業について説明するが、実際に自分事になったときに、申請をしていなくてすぐに受けられないケースが頻回にある。また、今後、申請しなくても利用券を交付してもらえるようになれば、もっと利用しやすくなると思う。

産後ケア事業に必要な物品の購入への補助についてはぜひ検討していただきたい。現在は、すべて施設の持ち出しで準備をしている。施設としてもできるところは協力するので、行政においては費用負担への支援をお願いしたい。

事務局：申請数については、県は把握していないが、先ほどのご意見のとおり、市町村においては、母子健康手帳の交付時には必ず説明していただいているし、その後も妊産婦さんと接触する機会を捉えて、重ねて周知いただいている状況だが、やはり妊娠中は産後のイメージがつきにくいことや、妊産婦は多くの情報の中、自分にとって必要な情報かどうかをその時に判断できなかったりということもあるため、様々なかたちでの周知や広報が今後も必要だと思う。

また、市町村によって申請時期に差があり、妊娠期から申請を受け付けている市町村もあれば、産後からの受付になっているところもある。電子申請での受け付けを始めた自治体では、利用者数が伸びたという話も聞いている。そうした先進事例等も参考にしながら、妊産婦が利用しやすい、よりよい仕組みづくりを今後検討し

ていきたい。

委　員：当自治体は、県内では出生数が多い地域で利用者数も多いことから、市民からもっと簡単に申請をさせてほしいという声もあり、申請率も伸びなかったので、今年度から電子申請を導入した。当自治体の場合は妊娠５か月から申請ができるため、妊娠中の比較的時間が取りやすい時期に手軽に申請できるようにしている。

当自治体は、利用者に利用回数分のチケットを交付している。このチケット制を実施できないとアンケートで回答した自治体の状況を知りたい。例えば、自治体によっては、施設の利用予約を一旦自治体で電話を受け、保健師が聞き取ったうえで事業者に連絡をして予約を取っているところもあると聞いている。当自治体の場合、チケット制にすることで、チケットの用紙の費用などは必要になるものの、電子申請により速やかに処理され、チケットが手元に届いたら自分で予約をして行けるので、効率よく運営できるようになったと思う。先ほどの議論の事前の情報共有という面では別途対策の検討が必要になるものの、チケット制が難しい理由がどの辺りにあるのか、背景をお伺いしたい。

事務局：チケット制以外の自治体の多くは、A4 用紙の決定通知書に利用回数が記載されていて、利用者に自己管理をしていただくところが多いと思う。例えば産婦の顔と名前が一致するくらいの小規模な自治体であれば、それでも十分に管理ができるが、自治体の規模が大きくなるにつれて利用管理が難しくなるため、チケットのような仕組みが必要になることかと認識している。チケット制以外の工夫をしている事例として、１つは、母子健康手帳に承認番号や回数上限が分かる「利用回数上限管理表」という用紙を貼り付けることで、事業者において利用の度に表に利用記録を記載でき、母親でも残りの回数が確認できるという仕組みにしている自治体もある。

ご意見のとおり自治体で予約を一旦受けている自治体もあるため、その辺りについても、今後、広域実施体制の検討の中で統一化を図っていく必要があると考える。

委　員：妊婦健診については、受診券を統一させ、全 14 回の券を母子健康手帳と合わせて交付するということができている。産後ケア事業も同様に、例えば、給付金の申請に来所した際などに渡すといったことができないのか。

委　員：産後ケア事業の国の実施要綱上、世帯の課税区分（課税/非課税/生活保護）で、市町村に交付される補助金の金額や委託料、利用料が異なる。このため、妊婦健診のように、全員にこちらから配布することが難しく、現状では課税調査を経て利用料を決定しているので、その部分がフラットになれば、妊婦健診のような対応もできるかと思う。

委　員：国がユニバーサルなサービスだと言ってる以上、全員に券を配っても何ら問題はないくらい国も財政負担をして欲しい。産後ケア事業は少子化対策の最たるものであり、非常に大事な事業。充実させるためには、全県下、全国的な仕組みを作っていく必要があるということを、県としても強く働きかけて欲しい。

事務局：ご意見のとおり、産後ケア事業はユニバーサルサービスであるため、ケアプランや情報提供も含め同じような仕組みにしていくことは望ましい姿。現状では、国もそこまで手が回っていないため、やはり細かい障害は出てくると思う。目指すべき方向性は押さえた上で、少しずつ議論を重ねつつ、着実に前に進めていければと思う。

委　員：当自治体では、妊娠届出時からはじまり、産前訪問等で保健師が妊婦に細やかに関わりながら、その都度産後ケア事業についても説明をしている。

標準化の検討を進めながら、委託料も統一化していただきたい。

なお、特定妊産婦等の支援が必要な方に対しては、特に対象の状況に合わせたプランの作成が必要になる。当自治体の場合、基本的には利用予約をするのは利用者自身になるが、特別な配慮が必要な方については、保健師から事業者に連絡を取り、産婦の情報共有をしたり予約を取ったりしている。つまり、支援の必要性の高い産婦については個々の状況に合わせた支援をオーダーしている訳であるため、将来的に標準単価が設定された場合も、加算のようなイメージで制度設計ができればと感じている。

委　員：当施設は分娩取扱い施設であり、一番重要な役割は安全な分娩管理をすることではあるが、退院後に２週間健診や１か月健診で関わる中で、やはりメンタルヘルスが重要と感じている。産後ケア事業については、当施設で出産された方以外の方も受け入れてはいるものの、ほとんどが当施設で出産された方であり、やはり継続的に関わっていくということが重要。産後ケア事業の一番の目的である安心して子育てができるということを達成するためには、利用者の満足度を上げることが必要であり、個々の利用者のニーズが異なるため、一人一人に合わせたケアを提供している。当施設は、施設の状況から生後４か月までの受け入れにしており、そこまではリピーターで来てくれる方がいるが、それ以降の必要な支援について考え、１歳までやっている施設を紹介したり、地域の保健師に情報提供するなど継続した支援をお願いする場合もある。なので、こういった引継ぎや情報共有が目に見えるかたちでできるようにしていただきたい。

委　員：当施設では、受け皿が限られる中どんどん予約が入ってくるので日々調整しながら対応している。利用開始時には、しっかりヒアリングして利用者の必要なケアをオーダーメードで考え、１日の流れをつくっている。利用前に、市町村や分娩施設から連絡を受けてからそのケースを受け入れる場合もあるが、その場合は特に、利用時の情報を市町村に情報提供するなど連携した支援が必要と考えている。利用回数を使い切った後の支援をどうするかと悩む事例もあり、追加利用を認めてほしい場合がある。

委　員：当自治体の出生数は大変厳しい状況となっており、安全・安心な妊娠出産子育てができる環境づくりは喫緊の課題になっている。県には、将来、高知県として何を目指していくのかというビジョンを明確にしていただきたい。例えば、現在進められている消防の広域化についても、消防法では市町村が実施主体ではあるが、人口減少に打ち勝つために、高知県一つの消防でやっていこうと県が積極的に音頭を取って進められている。この産後ケアについても、市部と郡部ではそれぞれ違った悩みがあると思うが、それらをお互いに共有しながら前に進めていく、「オール高知」で考えていくという姿勢でぜひ進めていただきたい。

委　員：当自治体では、妊娠期から熱心に保健師や助産師が声をかけ、妊娠８か月時点で利用申込みをするよう促しており、利用者が少しずつ伸びてきている。産後ケア事業は子育て支援施策として重要であり、当自治体としては産婦が使いやすいよう精一杯自治体の補助を充てるための予算の確保に務めている。

当圏域では、産後ケア事業を展開していただけるような事業所がなく、より身近な場所で産後ケアが受けられるような仕組みづくりも課題。

現在はご協力いただいている助産所や病院、助産師等の方のご尽力により成り立っている状況であるため、持続可能な仕組みになるよう、報償費や利用料も含め費用面でも標準化していただきたいと強く願っており、しっかりと議論お願いしたい。

（２）産後ケア事業ガイドラインに基づく安全対策に関すること

〇事務局から資料２について説明

・ 代表市町村に協力いただき作業部会において取りまとめた後、事業者ヒアリングにおいて事業者側の状況も確認をさせていただいたうえで内容を一部反映し、マニュアル案を作成。
・ 香川県でも県で統一の安全対策マニュアルを策定しているため、香川県のマニュアルや国のガイドライン等を参考にした。
・ 今年度中に高知県産後ケア事業推進連絡会と高知県の連名により発行させていただきたい。
・ 本連絡会にていただいた意見を反映させたうえで、年明けに市町村及び事業者に向けの説明会にて説明する予定。

〇質疑応答、意見

委　員：マニュアル整備後も、様々な事例を集約しながらその対策を盛り込む等、改定していくということが大事。また、様々な背景によって事業者と利用者の間で認識のずれが生じたことによるトラブル等もあると思うので、そういった事例も含めて検証をしていく必要があるのではないか。例えば、どうすればより産婦に分かりやすく説明することができるのか等といった方策もマニュアルに反映させていただきた

いと思う。

委　員：マニュアル案について、入所時や児の睡眠・食事時等のこどもの安全のことが書かれてあるが、日頃は保護者が責任を持って子どもの健康管理をされてる中で、子どもを一時的にお預かりすることについて、事前に利用者と合意を得たうえでケアを展開していくことが基本。こうした説明や合意形成のことについてもマニュアルの中に必要になるかと思う。